

令和元年度 学力向上推進本部会議開催結果について

義務教育課

- 1 趣 旨 県立総合教育センター所長、各教育事務所長及び本庁関係課長等が一堂に会し、本県の重要課題である学力向上について、取組状況及び方向性について協議することで、学力向上の具体的・効果的な推進に資する。
- 2 設置要綱 (別紙1)
- 3 参加者 教育指導統括監(1)、参事(1)、
 県立総合教育センター所長(1)、各教育事務所長(6)、
 本庁関係課長(6：総務課、学校人事課、義務教育課、県立学校教育課、
 保健体育課、生涯学習振興課)
 沖縄県高等学校長協会代表、沖縄県小・中学校校長会代表、
 琉球大学教職大学院教授(以上委員)
 関係課学力向上推進担当主事等

4 各回の内容

開催日	内 容
第1回 9月6日 (金)	<p>【報告】全国学力・学習状況調査の結果について(義務教育課)</p> <p>【協議】(1) 平成30年度～令和元年度提言について (2) 次期学力向上推進施策素案について (3) 設置要綱の改正について(本会議の拡大に向けて)</p> <p>【決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年度も「平成30年9月提言」を継続し、引き続き取り組むことと、次年度提言については、「学力向上推進プロジェクト」の後継となる次期学力向上推進施策と併せて今年度後半にまとめることを確認。 ○ 設置要綱を改正し、委員に「沖縄県高等学校長協会代表」「沖縄県小・中学校校長会代表」「学識経験者」を追加。
第2回 11月18日 (月)	<p>【報告】(1) 体力の向上および部活動の充実と適正化について(保健体育課) (2) 家庭教育力の促進【学校・家庭・地域の連携】について(生涯学習振興課)</p> <p>【協議】(1) 次期学力向上推進施策について (2) 令和2年度の提言の位置づけと取り組みスケジュール</p> <p>【決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の「学力向上推進プロジェクト」を総括し、次期施策の方向性・全体構想・推進期間について確認。
第3回 3月6日 (金)	<p>【報告】(1) 「沖縄県学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ」について(義務教育課)</p> <p>【協議】(1) 令和2年度の推進本部会議と提言の在り方について (2) 「沖縄県学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ」(ダイジェスト版)について</p> <p>【決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度本部会議と提言の在り方と「沖縄県学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ」(ダイジェスト版)について協議し、次年度各回の内容について確認。

沖縄県教育委員会学力向上推進本部設置要綱

平成21年4月24日	教育長決裁
平成22年4月23日	一部改正
平成25年5月 2日	一部改正
令和元年10月3日	一部改正

(設置)

第1条 本県の最重要課題である、学力向上に係る取組の現状及び今後の方向性について協議するため、「沖縄県教育委員会学力向上推進本部」(以下「学力向上推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 学力向上推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学力の向上に係る課題等の改善に向けて、取組の現状の確認と相互の連携による今後の取組に関すること。
- (2) 県民総ぐるみによる学力向上に係る取組の充実のため、家庭、地域社会及び市町村等における具体的な実践事項に関すること。
- (3) その他、学力向上推進の円滑な遂行を図るために必要な事項の協議に関すること。

(組織)

第3条 学力向上推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は、教育指導統括監の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、参事、総務課長、学校人事課長、県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、生涯学習振興課長、各教育事務所長、県立総合教育センター所長の職にある者、沖縄県高等学校長協会代表、沖縄県小・中学校校長会代表、学識経験者等をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、会議を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(事務局)

第5条 学力向上推進本部の業務の充実のために事務局を置く。

- 2 事務局は、義務教育課学力向上推進室をもって充てる。

(関係者の出席)

第6条 本部長は、委員以外の者の意見を聞く必要がある場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 学力向上推進本部の庶務は、義務教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学力向上推進本部の運営等に関して必要な事項は、本部長及び委員の協議により定める。

附 則

この要綱は平成21年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年5月 2日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月 3日から施行する。